

(第一類 第一号)

第二十回国会
衆議院

内閣委員會議録 第三号

(五九)

昭和二十九年十二月六日(月曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事平井 義一君 理事前田 正男君

理事八木 一郎君 理事大村 清一君

理事高瀬 傳君 理事下川儀太郎君

理事鈴木 義男君

生田 宏一君 大久保武雄君

岡田 五郎君 永田 良吉君

宮原幸三郎君 山崎 巖君

吉田 重延君 辻 政信君

栗山 博君 中村 高一君

吉田 賢一君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

防衛政務次官 江藤 夏雄君

防衛庁長官官房長 門叶 宗雄君

委員外の出席者

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁参事官 (人事局長) 加藤 陽三君

防衛庁参事官 (経理局長) 石原 周夫君

防衛庁参事官 (裝備局長) 久保 龜夫君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

十二月六日

委員小澤佐重喜君、津雲國利君、長野長廣君及び船田中君辞任につき、その補欠として吉田重延君、宮原幸三郎君、生田宏一君及び岡田五郎君が議長の名で委員に選任された。

十二月四日

恩給額調整に関する請願(山下春江君紹介)(第一号)

同(黒金泰美君紹介)(第二号)

同(始岡伊平君紹介)(第三号)

同(福田繁芳君紹介)(第四号)

同(内藤友明君紹介)(第五号)

同(小島徹三君紹介)(第六号)

同(笹本一雄君紹介)(第七号)

同(今井耕君紹介)(第二八号)

同(鈴木幹雄君紹介)(第二九号)

同(外二件(小笠公昭君紹介)(第三〇号)

同(外二件(有田喜一君紹介)(第三一号)

同(外三件(倉石忠雄君紹介)(第三二号)

同(外二件(岡田五郎君紹介)(第三三三三)

同(福井勇君紹介)(第三四号)

同(富田健治君紹介)(第三五号)

同(外二件(木村俊夫君紹介)(第三六二二)

同(西村直己君紹介)(第三三三三)

同(外二件(鍛冶良作君紹介)(第三四四)

同(富田健治君紹介)(第三五五)

同(大西順夫君紹介)(第三六六)

同(外二件(久野忠治君紹介)(第三六七七)

同(小林健君紹介)(第三八八)

同(八木一郎君紹介)(第三八九九)

同(堤康次郎君紹介)(第三七〇〇)

同月五日

公務扶助料支給促進に関する請願(高橋順一君紹介)(第二二三)

同(播磨灘における弾薬類引揚げに関する請願外二件(堀川恭平君紹介)(第一四七七)

恩給額調整に関する請願外二件(小林健君紹介)(第一七〇号)

同(岡部得三君紹介)(第一七一七)

同(佐竹晴記君紹介)(第一七二二)

同(成田知巳君紹介)(第一七三三)

同(三鍋義三君紹介)(第一七四四)

同(長谷川保君紹介)(第一七五五)

同(原茂君紹介)(第一七六六)

同(柳田秀二君紹介)(第一七七七)

同(外二件(竹山祐太郎君紹介)(第一七八八)

同(佐伯宗義君紹介)(第一七九九)

同(中曾根康弘君紹介)(第一八〇〇)

同(古屋菊男君紹介)(第一八一八)

同(高木松吉君紹介)(第一八二二)

同(外二件(神戸眞君紹介)(第一八三三)

同(外二件(藤枝泉介君紹介)(第一八四四)

同(降旗徳弥君紹介)(第一八五五)

同(山田彌一君紹介)(第一八六六)

同(吉武恵市君紹介)(第一八七七)

同(藤田義光君紹介)(第一八八八)

同(遠藤三郎君紹介)(第一八九九)

同(森清君紹介)(第一九〇〇)

同(中澤茂君紹介)(第一九一一)

同(今澄勇君紹介)(第一九二二)

同(加藤常太郎君紹介)(第一九三三)

同(熊谷憲一君紹介)(第一九四四)

同(塩原時三郎君紹介)(第一九五五)

同(鈴木正文君紹介)(第一九六六)

同(秋元たけ子君紹介)(第一九七七)

同(西村力弥君紹介)(第一九八八)

同(前尾繁三郎君紹介)(第一九九九)

同(關内正一君紹介)(第二〇〇〇)

同(江藤夏雄君紹介)(第二〇〇一)

同(審査を本委員会に付託された。同日)

恩給法の一部改正に関する陳情書(愛媛県議會議長井部栄治)(第七三三)

公務扶助料の迅速支給に関する陳情書(神奈川県旧軍人関係恩給権擁護会長仙波安芸)(第七四四)

戦没者遺族の公務扶助料等に関する陳情書(兵庫県川西市田中言義外二十三名)(第七五五)

地域青少年問題協議会に対する国庫補助に関する陳情書(松江市股町一番地伊藤惣介外六名)(第一〇一一)

本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○稲村委員長 これより内閣委員会を開きます。

先会に引続き自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行します。質疑の通告がありますので、これを許します。辻政信君。

○辻(政)委員 この法案を通すかいかを決定するに先立ちまして、民主党を代表して対馬、老岐等の不安な現状に對して、政府は将来どういふ対策を講ぜられるかを結論的に伺いたいと思います。

○木村國務大臣 対馬の問題はかねて申し上げましたように、日本の国防上重要な地点と考えております。これにつきましてもわれわれは相當の関心を持つておることは論をまたないであります。しこうしてこれに對してどういふ施設をするかというところについては十分検討を要する問題でありまして、あるいは海を先にするかあるいは陸を先にするか、こういう問題があるものであります。また一面において國際的に見て非常な関心を要することはもとより議論をまたないところであります。もう一つの点を十分御案いたしました。将来これに力点を置いて考慮をめぐらしたい、こう考えております。

○稲村委員長 この際暫時休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十一分開議

○稲村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

他に御質疑がございませなければ、これにて質疑は終了いたします。

討論に移ります。下川儀太郎君。

○下川委員 社会党左派を代表しまして簡単に討論をします。

自衛隊法の一部改正につきましまして

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

第一類第一号 内閣委員會議録第三号 昭和二十九年十二月六日

は、御承知の通り、わが党は党の性格の上から平和憲法擁護あるいは再軍備反対を主張しております。従つてこの管区の問題、あるいはまた一枚の看板を飾りかえるにいたしても、すべてが反対でございます。われ／＼は今日のあらゆる面から徹してみましても、こうした自衛隊の存置それ自体に對しても常に反対を主張して参りました。従いまして、たゞいその予算が先般の国会において通りましても、現実的な面におきましては、こゝういふ改正によつてあらゆる面がその要素を帯びて来る、あるいはこゝうした自衛隊の存置それ自体におきまして、われ／＼の今日まで主張して参りました再軍備反対の線がより強く破壊され、あるいはまた自衛隊の強化が今度の平和と独立の面におきまして、むしろ国民的な生活の不安あるいはまた混乱に陥るその前提をより強化するという立場を考えますと、わが党といたしましては、これは一応単にささたる問題のよりに考えるかもしれませんが、われわれにとつては重大な問題として、これに對して強く反対するものであります。はなはだ簡単であります、以上をもつて討論いたします。

○稲村委員長 平井義一君。
○平井委員 自由党を代表いたしました。ただいま上程になつております自衛隊法の一部を改正する法律案に賛成をいたすものであります。

になつておりますので、同法中の別表を改正しようとするものであります。この管区隊増置のものであります。陸上自衛官二万人は、すでに先国会で本委員会において認められたものであり、かつ予算にも計上されてゐるのであります。特に今回新たに処置しようとするものではないのであります。さらにこれを二管区隊としたことも、現在の部隊編成にかんがみて不当ではなく、またこれを北海道及び宮城県に設置いたしたことも、現在の諸情勢にかんがみ、きわめて妥当な処置であると思ふのであります。

○稲村委員長 鈴木義男君。
○鈴木委員 わが党におきましてはこの提案そのものは事後にかかるとであり、重大なるものでございませうが、自衛隊そのものについて十分に考慮しなければならぬという立場をとつてゐるものでございます。従つてこゝういふ問題については事前に国会の承認を求むべきものであるということについて遺憾の意をもつてゐるわけであり、ただいまこれを承認することにつきましては、同じ理由に基きましてわれ／＼は反対であります。

いさ辻政信君より所見の開陳がありました通り、宍岐、対馬に對する防衛その他の自衛に關する適切な処置を急速にやられることを前提といたしまして、しかもこれに對しましては、ただいま辻君の質問に對して木村防衛庁長官が誠意をもつてその適当なる処置を考慮するといふお話がございましたので、わが党といたしましては十分その点の実現を確信いたしました。賛成いたす次第であります。

○稲村委員長 これにて討論は終了いたしました。
採決を行います。自衛隊法の一部を改正する法律案について賛成の諸君の起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○稲村委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。(拍手)
なお本案について委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひます。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十八分散会

○稲村委員長 高瀬傳君。
○高瀬委員 私は日本民主黨を代表いたしまして自衛隊法の一部を改正する法律案に對して賛意を表するものであります。先ほど平井君から申された通り、これは国会休会中に政府が自衛隊法に基いて政令をもつて処置した事項であります。これを追認するのは当然であると思ひます。

なわが党といたしましては、ただいま辻政信君より所見の開陳がありました通り、宍岐、対馬に對する防衛その他の自衛に關する適切な処置を急速にやられることを前提といたしまして、しかもこれに對しましては、ただいま辻君の質問に對して木村防衛庁長官が誠意をもつてその適当なる処置を考慮するといふお話がございましたので、わが党といたしましては十分その点の実現を確信いたしました。賛成いたす次第であります。

〔参考〕
自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕